

# 自治研 かんがわ

2016 8 No.160  
(通算 224号)

## CONTENTS

大規模災害と犠牲者への対応(下)―首都圏斎場の能力と課題―

神奈川大学経済学部教授/神奈川県地方自治研究センター理事 佐藤孝治 …… 1

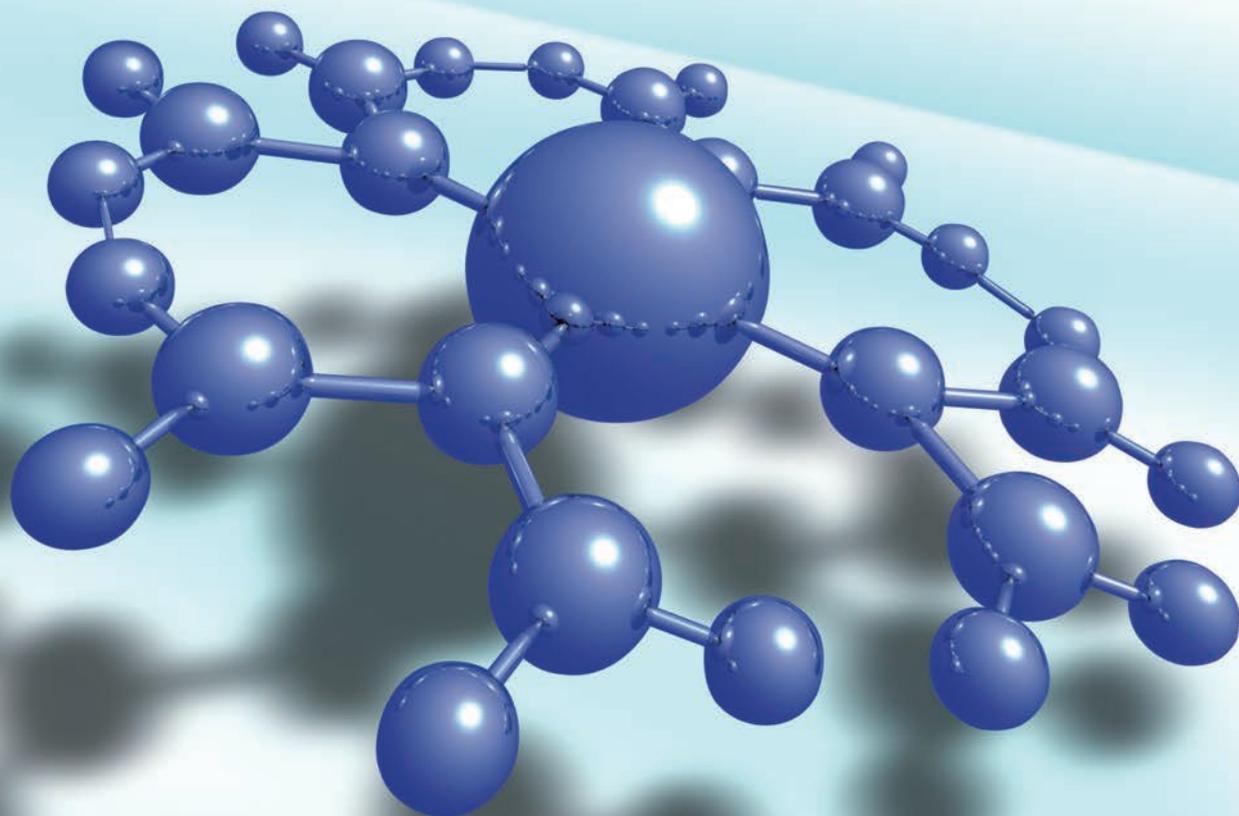
松下圭一の「自治体改革・都市政策論」の源流

―1960年代・戦後日本の転換期のなかで―

関東学院大学名誉教授 鳴海 正泰 …… 11

(公社)神奈川県地方自治研究センター第13回定時総会・記念講演会報告

編集部 …… 20



公益 神奈川  
社団 神奈川県地方自治研究センター



# 大規模災害と犠牲者への対応（下）

## — 首都圏斎場の能力と課題 —

神奈川大学経済学部教授／神奈川県地方自治研究センター理事 佐藤 孝治

### 3. 大規模災害と首都圏の課題

#### (1) 調査結果から見えてきた現実

これまでに検討してきた阪神・淡路大震災と東日本大震災における犠牲者への対応、首都圏の斎場・火葬場の現況分析から見えてきたことは、東京都(区部+市町村)や横浜市などにおける火葬炉の絶対数の不足が顕著となっている中で、首都直下地震のような大規模災害が発生した場合には破綻状態に陥る可能性である。

##### 1) 阪神・淡路大震災の教訓

第1章で見えてきたように、阪神・淡路大震災で甚大な被害を受けて多数の犠牲者が出た神戸市では、市内の市立斎場では地震による建物・施設の被害がほとんどなかった。しかも政令市の中でも人口に対する火葬炉数で余裕のあった神戸市<sup>30</sup>で、大震災の発生後、犠牲者への対応が著しく困難になり、結局、県内や隣接府県だけでなく、東京都、栃木県、宮城県、宮崎県、鹿児島県など遠方の自治体の斎場に頼らざるを得なくなってしまった。

地震発生後の混乱が続く中で、被災地の自治体では、行方不明者の搜索、収容した遺体の検案、洗浄・縫合、消毒の措置、一時保存、身元確認などが実施された。これは、地震後の混乱の中で遺族等の対応が困難な場合、自治体側が遺体の埋火葬という応急的な措置を行うことが決められているからである。建

物・施設の被害がほとんどなくても、職員の出勤体制、職員の宿泊設備の確保、燃料の確保、機械・炉メーカーの保守・点検サービス、柩・骨壺・ドライアイス・花の確保など、被災地斎場の様々な能力の点で、被災地での火葬には限界が見えてきた<sup>31</sup>。

神戸の市立斎場でどのように火葬業務が行われたのかを神戸市の報告書から引用するが、斎場施設が故障寸前の状況でギリギリの業務が続いていたことがよく分かる。阪神・淡路大震災が発生した1月17日から2日経った19日の午後から震災犠牲者の火葬業務が始まった。

「死亡された方の火葬は死亡後24時間以上を経過しないと出来ないため、震災の翌日から業務は始まったが、本格的には1月19日からで……。火葬業務の執行にあたっては通常のように予約制で行った。当初は多数の遺族が乗用車、軽トラックで直接、遺体を運んで来られた。また遺体も最初の3~4日は柩でなく毛布や白布にくるまれているものもあった。遺族が直接、斎場に遺体を運んで来られる場合には予約時間より早く来られるので、予約に係わず到着分より順次、火葬したが特段の混乱は生じなかった。……予約制を取った事で遺族の待ち時間をなくしスムーズに火葬業務が執行できた。……

火葬の受付は早朝から深夜2時頃までに及び、火葬業務は、鶴越斎場では午前6時30

分から最終午後 10 時まで、ほかの斎場も午前 8 時から午後 8 時まで業務を行った。業務は 1 月 31 日には、ほぼ目途がつき 2 月 4 日前後に震災による死亡者の火葬は一応終わった。」<sup>32</sup>

犠牲者の多さと斎場の稼働能力の限界のために、隣接する県内外の自治体による火葬受け入れでは不十分であり、より広域的な遺体搬送体制の確立と斎場利用が必要となっていたことは言うまでもない。このようなことを背景に、遺族が自力で搬送した分も含めて約 1,680 人分の火葬処理を引き受けたのは県内自治体と 34 都府県であった。

## 2) 東日本大震災が提起した問題

一方、東日本大震災の地震・津波によって大規模な被害を受けた東北三県では、甚大な数の犠牲者が出たが、沿岸部の地方自治体では津波によって大きな被害を受けた斎場・火葬場もあった。東日本大震災では、燃料の供給停止、停電による機能停止、地震動・津波による斎場の被害（液状化被害）、道路網の寸断等によって斎場が使用できなくなった。

そのような中で、県内市町村間や近隣県への遺体搬送だけでなく、宮城県の一部自治体のように東京都や千葉県へ遺体が搬送されて広域火葬が実施されたところもある。また、宮城県では広域的な遺体搬送と火葬処理が間に合わず、大震災犠牲者の実に 22.1%にあたる 2,108 人の遺体の仮埋葬＝土葬が行われた。

厚生労働省は、当初、公衆衛生上保全が困難な遺体を 2 年の期限で仮埋葬することを検討していた。これは、2 年間という時間の経過によって、遺体の完全な白骨化ということを目指したものであったが、5 月頃から遺族より改葬を望む声が出てきた。それによって、厚生労働省の考えていた当初の計画と違って、被災自治体では、2 年を経ずして遺体を改葬することが始まった。

仮埋葬されていた宮城県内の遺体は約半年をかけて改葬が行われた。災害救助法には、埋葬に当たっての国の補助金支出の規定はあるが、東日本大震災のような仮埋葬した遺体の改葬についての規定はなかったため、現場では一時的に混乱も生じた<sup>33</sup>。

東日本大震災の犠牲者数が地域の斎場・火葬場の対応能力をはるかに上回っていたことは事実であるが、被災自治体の斎場はもともと小規模のものが多く、火葬への対応能力が低かった。このことが示唆するのは、将来的に首都直下地震や南海トラフ地震のような大規模災害が発生して多数の犠牲者が出るような事態になると、中小規模の自治体ではその対応能力が失われ、公衆衛生の維持が困難になる可能性があることである。

## 3) 首都圏斎場の供給不足から見えること

第 2 章の首都圏斎場・火葬炉の実数と必要とされる火葬炉数の比較で明らかになったように、首都圏の 4 都県にある火葬炉数は全部で 615 炉 (2013 年 10 月調査) であり、首都圏で必要とされる火葬炉数 895 炉との間には 280 炉というとてつもない乖離がある<sup>34</sup>。つまり、大規模災害による甚大な犠牲者の発生ということを想定するまでもなく、高度成長期の地方から首都圏への団塊の世代を中心とした人口移動と今日における人口の急激な高齢化のもとで、首都圏の斎場・火葬場の供給不足問題は既に顕在化しているのである。

これは、東京都や神奈川県に斎場・火葬場を何カ所か建設すれば解決できるような不足数ではなく、今後、高齢化の進展により死亡者数が急増してくると平常時における火葬場の混雑問題がさらに深刻化して機能麻痺に陥る可能性が大きいと考えられる。もちろん、現状では一ヶ所の斎場・火葬場の建設計画や既存施設内での火葬炉の増設が持ち上がっても、建設予定地域の周辺住民から歓迎されない迷惑施設として住民の抵抗感は強く、激し

い反対運動が起きることは容易に想像できる。

そのような環境の中で同時に何カ所も斎場を建設するというような計画が実現する可能性はなく、市街地での新たな火葬炉の確保は絶望的である。首都圏における火葬炉の絶対的な供給不足に関するデータにより、大規模災害が発生した場合だけでなく、将来的には平常時においても広域火葬の考え方もとの行政対応や日本財団の「葬斎・火葬船」構想<sup>35</sup>のようなこれまでと全く発想を変えた取組みの具体化が必要になるということを示唆している。

#### 4) 「葬斎・火葬船」構想と大規模災害

日本財団の「葬斎・火葬船」構想は、わが国における高齢化が進展する中で、死亡者数が急激に増加し、現在ある全国の火葬施設では火葬数の増加に対応できなくなるという将来予測のもとに、火葬場不足の問題を解決するアイデアとして火葬施設を備えた船舶の建造や既存船舶の改修を提唱したものである。

同構想の調査報告書では、以下のように述べていることは注目に値する<sup>36</sup>。

「火葬場や斎場は、地域社会に欠かせない公共施設である。しかしながら、火葬場等は周辺環境に不調和な施設として近隣住民から今もって敬遠されていることも事実である。火葬場や斎場の新規建設や建替えのためのハードルは、極めて高いのが実情である。

こうした中、団塊世代の平均寿命が近未来に迫ってきている。やがてピークに達するであろう火葬等の需要増に対し、どのように応えるかは、今後の日本にとって大きな社会問題となるであろう。

ところで、火葬場は陸上施設であるという固定観念を取り去った場合、解決策の選択肢が増える。すなわち、葬斎・火葬のための施設として船舶を利用するという考えである。」

このような大胆な発想の転換、すなわち陸

上施設にこだわるのではなく、海上施設としての船舶利用＝火葬船も検討するという柔軟な発想により選択肢が増えることによって、地震や津波などによる大規模災害が発生した場合の犠牲者への対応策の一つとしても有効ではないかと考えられる。

今後、高齢社会における地域の切実な問題であるとともに、必要不可欠の公共財をどう確保するのかという観点からも海上施設としての船舶利用を検討することが必要になるであろう。

#### (2) 首都圏の現状と広域火葬計画

##### 1) 阪神・淡路大震災と広域火葬

阪神・淡路大震災では、これまでに指摘してきたように、市内斎場の地震による建物・設備等の被害はほとんどなく、1月19日から震災犠牲者の火葬が開始されたが、時間が経過するにつれて、増加の一途をたどり、市内斎場だけでは、全ての火葬に対応できないことが明らかになってきた。

震災の早い段階で隣接自治体に対し火葬の受け入れについて協力依頼を行っていたが、それだけでは不十分であり、兵庫県を通じて遺体の火葬について他府県への依頼も始められた。他府県での火葬に際して、遺体の搬送手段が最も大きな問題となったが、震災後の交通事情の悪化の中で、自衛隊や海上保安庁の協力も得られることになり、自衛隊等のトラックによる陸路の搬送だけでなく、ヘリコプターを利用した遺体搬送も行われたが、その件数は多くはなかった。<sup>37</sup>

阪神・淡路大震災による火葬状況(1月31日現在)を見ると、死亡者の内、市内斎場での火葬が約6割で、残り4割が他都市斎場で、その内約4割以上が県外の斎場で火葬されたことが明らかとなっている<sup>38</sup>。

これは、現代社会で発生する大規模災害では広域的な火葬を前提とせざるを得ないこと



て遺体を火葬場に搬送することが不可能であることが想定されるので、広域火葬が円滑に行われるために、遺族による火葬場への火葬の依頼、遺体の搬送等を制限し、本計画に基づき広域火葬を実施するもの<sup>42</sup>とした上で、「…近隣都道府県のみでは対応が困難であることが判明した場合等においては、国又は被災都道府県若しくは被災市町村の要請に基づき、全国の自治体及び火葬場は広域火葬の応援・協力の体制を整え、積極的にこれに答えるものとする。」<sup>43</sup>と述べている。

そこで前提とされる対象は近隣都道府県であり、それが無理な場合、順次全国の自治体や火葬場の応援・協力体制を求めることにしている。

### 3) 神奈川県広域火葬計画

神奈川県の地域防災計画では、災害時の応急活動対策の一環として、第4節「保健衛生、防疫、遺体の処理等に関する活動」の中で、神奈川県広域火葬計画(資料参照)に沿って遺体の処理等を実施するものとしている。

具体的には、「市町村は、遺体の処理については、適切な対応を取るため、神奈川県広域火葬計画に定める「遺体の取扱いに対する心得及び遺体適正処理ガイドライン」に沿った棺の調達、遺体の搬送の手配、遺体の保存のために必要な物資の調達等を実施するとともに、その衛生状態に配慮し…また、必要に応じて、神奈川県広域火葬計画に沿って県内及び県外の市町村の協力を得て、広域的な火葬の実施」<sup>44</sup>に努めることが定められている。

神奈川県の地域防災計画の中でいう神奈川県広域火葬計画は、前述の国の広域火葬計画策定指針に準じて作られたものである。ここで、神奈川県広域火葬計画<sup>45</sup>の概要を見よう。

神奈川県広域火葬計画の目的は、「神奈川県地域防災計画及び神奈川県医療救護計画に

定められた埋・火葬対策の円滑な実施及び遺体の適正な取扱いを確保するため、県、市町村及び火葬場設置者が行うべき基本的事項を定め、もって被災市町村における公衆衛生の確保及び遺族等の精神的安寧を図ること」とされている。そして、同計画でいう「災害等」の定義としては、「大規模災害、我が国に対する外部からの武力攻撃及び新型インフルエンザ等の感染症の大流行」としている。

「広域火葬」の定義としては、「災害等により被災市町村が平常時に使用している火葬場の火葬能力だけでは、当該市町村内の遺体の火葬を行うことが不可能となった場合(当該火葬場が被災して稼働できなくなった場合を含む。)において、主に県内の火葬場を活用して広域的に火葬を行うこと」としているが、同時に、他の地方自治体との間で締結した災害時相互応援協定と整合性を図ることも必要であるということが強調されている。

「第3 災害等発生時対応計画」の中では、①広域火葬支援班の設置、②被災状況の把握、③広域火葬の応援・協力の要請、④火葬場の割振り及び調整、⑤火葬要員の派遣要請及び受入、⑥遺体の取扱い、⑦遺体等の搬送手段の確保、⑧相談窓口の設置、⑨災害以外の事由による遺体の火葬、⑩火葬に係る特例的取扱い、⑪火葬状況の報告、⑫引取り者のない焼骨の保管についての規定がある。その中で、広域火葬の応援・協力の要請に関しては、「県は、県内の火葬場及び近隣都県だけでは広域火葬への対応が困難であると判断した場合は、速やかに厚生労働省に対し近隣都県以外の道府県(以下「他の道府県」という。)への応援要請を依頼する」こととしている。

なお、神奈川県は、2014年3月、広域火葬計画の実効性を高めるために、神奈川県葬祭業協同組合・全日本葬祭業協同組合連合会との間で「災害時における棺及び葬祭用品の供給並びに遺体の搬送等に関する協定」<sup>46</sup>

を締結した。これは、神奈川県内において災害救助法が適用された災害により多数の遺体が発生した場合、前述の団体に対して、①棺及び葬祭用品の供給並びに作業等の役務の提供、②遺体の搬送等の協力、を求めるものとなっている。

大規模災害の発生により多数の犠牲者がであることを想定すると、このように広域火葬計画を策定し、民間事業者との間で災害時の対応に関する協定を締結することは当然の方向であるが、東京都や神奈川県では、大規模災害が発生した場合、これまで検討してきたような内容から考えて、十分に対応できるのかどうかは疑問が残る。

#### 4) 広域火葬計画と季節要因

広域火葬計画を考える上で、もう一つ重要な要因を考える必要がある。それは大規模災害発生時の季節要因である。阪神・淡路大震災(1月)や東日本大震災(3月の東北であり、氷点下の日も続いた)では、冬季で低温であったため遺体の保存という面では幸いであった。だが、9月1日に発生した関東大震災は、残暑の厳しい高温・多湿の季節に大規模災害が発生した典型的な事例であった。

吉村昭著『関東大震災』の中では、関東大震災時の酸鼻極まる光景と切迫した社会状況について詳細に描写されている<sup>47</sup>。

「…災害地には、多くの死体が遺棄されていた。焼けた材木のように炭化した焼死体が路上に横たわり、逃げ場を失って集った人々の遺体は、一カ所に盛り上っていた。

また河川には、溺死者が漂流物とともに川面を隙間なくおおっていた。それらは、路上の焼死体とは異なって衣服に焼け焦げの痕もなく、体内に発生したガスで一様にふくれ上がっていた。

残暑の厳しい季節であったので、それらのおびただしい死体は、急速に腐敗しはじめていた。…

…警視庁は、火葬場の焼却能力の不足を解決する方法として、夜間使用を禁じていた常設の火葬場に、昼夜の別なく二十四時間火葬炉の使用を命じた。

さらにそれらの火葬場の炉で焼骨が間に合わなかった場合は、火葬場敷地内で露天焼却しても差支えないと指示した。またこれらの常設火葬場でも焼却が不可能な場合は、衛生的にも公安的にも支障のないと思われる場所で火葬してもよいと指令した。

当時の常設火葬場は、…六カ所で、それらの火葬場の焼却能力では東京市に散乱する死体を処理することは出来ないと判断されていた。そして、警視庁と東京市は、死体を露天で焼却させる以外に処理の方法はないと断定した。…」(同書、231-233頁)

このように残暑厳しい時期の切迫した状況下では、野焼きのような方法をも取らざるを得なかったことがよく分かる。

また、今井清一著『横浜の関東大震災』も同じように、関東大震災が発生した時の横浜の惨状について詳細な描写を行っている<sup>48</sup>。

同書の「はじめに一知られざる横浜の震災」では、「人々の目は、関東大地震の大火災で多数の死者を出した東京にもつばら向けられたようだが、神奈川県、千葉県など広い範囲に被害が及んでいる。…横浜のほうが地震は東京より激しく、焼失家屋数は東京のほうが多いが、倒壊家屋も加えた比率では横浜のほうが高い。」<sup>49</sup>と述べている。

さらに、「地震にはそれぞれ特色があり、独特の被害をもたらす。関東大震災で横浜は地震も火災も激烈で、全滅に近く、交通機関も破壊されて孤立し、なかなか救援の手が及ばず、数十万の罹災者が放置され、当面は他の地域に移ってもらう「疎開」しか策はなかった」<sup>50</sup>と述べている点は衝撃的である。

関東大震災時の東京の被害の惨状はよく論じられるが、横浜の地震動による被害は東京

の下町よりもはるかに大きかったのである。

首都圏で大規模災害が発生して、火葬場の被災や道路網の寸断などによって、遺体搬送と火葬処理が円滑にできなかった場合、東日本大震災時の宮城県のように遺体の仮埋葬＝土葬するような土地がどれだけあるだろうか。

あるいは、NHK スペシャル『阪神・淡路大震災 秘められた決断』<sup>51</sup>で、阪神・淡路大震災の時に、厚生省生活衛生局(現厚生労働省)から神戸市へ野焼きに関する電話での打診(「野火しかない」という表現で)があったということが明らかにされていた。しかし、当時の神戸市衛生局長がその打診を断り、隣接府県を含めた自治体への広域搬送の道を選択したという結論が紹介されていた。

今後、冬場以外の条件の悪い季節で大規模災害が発生するという事態を想定すると、首都圏の現状ではより迅速な遺体搬送と火葬による遺体処理が必要になることは明らかであり、広域火葬計画に沿った円滑かつ適切な対応が求められる。

#### 4. まとめ

『横浜の関東大震災』の末尾で、今井が次のように語っている点をよく考えながら、21世紀のまちづくりや地域防災を進めていく必要があるだろう。

「(横浜)大空襲の被災地は大震災のそれとほぼ重なるが、その間の市街地の発展を反映して、一回り大きい。

…両者には類似している点も多い。大震災のときも、大空襲のときも、伊勢佐木町一帯から野毛の丘や久保山方面に逃げようとして途中で焼死したり、丘に登る付近で急激な火災による一酸化炭素中毒で死んだ人が多かった…。海からの風が吹きつけるこれらの丘の南斜面一帯は危険だという大震災の教訓はわずかの市民や警察の一部にもいわば秘伝

として伝えられていたようで、久保山に近い三春台の付近から、燃えている関外の繁華街を突っ切って山手寄りの中村町の揮発物貯蔵庫跡に逃げた人たちもいる。だが、そんなことは公然と伝えられない時代だった。…

…横浜について見ても、大空襲までに市域が大きく拡大し、貿易都市から重工業都市へと変わったが、それから60余年で広がった市域は市街地で埋まった。いま予想される大地震が、広大な市街地にもたらす危険のある、予想外のものも含む物理的な被害や、そのなかで昂進されるおそれのある社会的な不安に、どのように対処するのか、容易ならぬ課題を心に留めておく必要があるだろう。

80余年前の関東大震災もできるだけ広い視野から、タブーをつくらずに見てゆかねばなるまい<sup>52</sup>と述べていることは真摯に受け止める必要があるだろう。

本稿で検討してきたように、首都圏の斎場・火葬場の現状をタブー視するのではなく直視すればするほどに、高齢化の進展の中で首都圏の斎場・火葬場が深刻な状況に陥っているだけでなく、大規模災害の発生による多数の犠牲者が出るという想定の意味することに慄然とせざるを得ない。

火葬場という施設は、迷惑施設として受け止めるのではなく、公共財の一部として受け止める必要がある。戦後の経済的な繁栄と豊かさの中で、ほとんど考えないようにしてきた人の死の意味について、大規模災害の発生という現実を通じて気づかされたということに、21世紀を生きる私たちは考え直さざるを得ないのではないだろうか。

最後に、神奈川県の大空襲火葬計画等について助言して頂いた神奈川県安全衛生局の杉原英和氏に感謝を申し上げます。また、首都圏の斎場・火葬場についての電話調査(2013年10月)を行った佐藤孝治ゼミ第19

期生の窪田はるか、南悠里、そして東京湾臨海部の斎場・火葬場のフィールド調査に参加した第 21 期生の小野達哉の 3 名の学生諸君にお礼を申し上げます。だが、首都圏斎場・火葬場に関する調査内容の全ての責任は佐藤孝治研究室にあることは言うまでもない。

## 資料：神奈川県広域火葬計画

### 第 1 総則

#### 1 目的

この計画は、神奈川県地域防災計画及び神奈川県医療救護計画に定められた埋・火葬対策の円滑な実施及び遺体の適正な取扱いを確保するため、県、市町村及び火葬場設置者が行うべき基本的事項を定め、もって被災市町村における公衆衛生の確保及び遺族等の精神的安寧を図ることを目的とする。

#### 2 定義

(1) この計画において「災害等」とは、大規模災害、我が国に対する外部からの武力攻撃及び新型インフルエンザ等感染症の大流行をいう。

(2) この計画に置いて「広域火葬」とは、災害等により被災市町村が平常時に使用している火葬場の火葬能力だけでは、当該市町村内の遺体の火葬を行うことが不可能となった場合（当該火葬場が被災して稼働できなくなった場合を含む。）において、主に県内の火葬場を活用して広域的に火葬を行うことをいう。

#### 3 基本方針

県、市町村及び火葬場設置者は、災害等により広域火葬が必要になった場合は、この計画に基づき広域火葬を実施するとともに遺体の取扱いに配慮するものとする。

#### 4 災害時相互応援協定との関連性

この計画は、災害対策基本法（以下「法」という。）第 5 条の 2 及び第 8 条第 2 項第 1 2 号の規定に基づき他の地方公共団体と締結した相互応援協定等と整合性を図り、これらとあいまって円滑な広域火葬の実施及び遺体の適正な取扱いに対応するものとする。

### 第 2 事前対策計画（省略）

### 第 3 災害等発生時対応計画

#### 1 広域火葬支援班の設置

県は、広域火葬が必要であると判断した場合は、広域火葬支援班を保健福祉局生活衛生部環境衛生課に設置（法に基づく災害対策本部が設置されている場合は、同本部とする。）し、情報の収集及び災害規模等に応じた応援可能な火葬場の選定を行い、効率的な広域火葬を推進するものとする。

#### 2 被災状況の把握

(1) 火葬場を設置する市町及び一部事務組合（以下「火葬場設置市町等」という。）は、災害発生後、速やかに火葬場の被災状況、火葬要員の安否及び出動の可能性並びに火葬能力等の把握を行い、県に報告するものとする。

(2) 民間の火葬場設置者は、前記の報告を行うよう努めるものとする。

(3) 被災市町村は、災害発生後、速やかに区域内の死者数の把握を行い、県に報告するものとする。

(4) 県は、前記（2）及び（3）の報告並びに神奈川県災害情報管理システムにより被害状況を把握し、速やかに厚生労働省に報告するものとする。

#### 3 広域火葬の応援・協力の要請

(1) 被災市町村は、広域火葬が必要と判断したときは、速やかに県に対して広域火葬の応援を要請するものとする。

(2) 県は被災市町村からの応援要請又は県自らの判断により、火葬場設置者及び必要に応じて近隣都県に対し、広域火葬の応援依頼を行うとともに、厚生労働省にその旨を報告するものとする。

(3) 県は、県内の火葬場及び近隣都県だけでは広域火葬への対応が困難であると判断した場合は、速やかに厚生労働省に対し近隣都県以外の道府県（以下「他の道府県」という。）への応援要請を依頼するものとする。

(4) 県及び火葬場設置市町等は、県内又は近隣都県内で災害が発生したときは、速やかに広域火葬の応援体制を整え、積極的に対応するものとする。

(5) 県及び火葬場設置市町等は、厚生労働省より他

の道府県への広域火葬の応援要請があったときは、積極的にこれに対応するものとする。

(6) 民間の火葬場設置者は、前記(4)及び(5)と同様の対応に努めるものとする。

#### 4 火葬場の割振り及び調整

(1) 県は、火葬場設置者、近隣都県及び他の道府県の広域火葬の応援承諾状況を整理し、被災市町村ごとに火葬場の割振りを行い、これを被災市町村に通知するとともに、応援を承諾した火葬場設置者、近隣都県及び他の道府県に対し応援依頼の通知を行うものとする。

(2) 被災市町村は、県の割振りに基づき、遺体安置所及び遺族が保管している遺体について火葬場の割振りを行い、応援を承諾した火葬場設置者と火葬の実施方法等について詳細を調整するものとする。

(3) 被災市町村は、災害等の規模、交通規制状況等の非常事態のため火葬場が限定されていること等を遺族に対して説明し、当該市町村が遺体を直接割り振られた火葬場に搬送することについて同意を得ることに努めるものとする。

#### 5 火葬要員の派遣要請及び受入

(1) 火葬場設置者は、当該火葬場の職員が被災したために火葬場の稼働ができない場合は、県に対し火葬要員派遣の手配を要請するものとする。

(2) 県は、火葬場設置者からの要請に基づき、他の火葬場設置者又は近隣都県に対し、火葬要員の派遣について依頼するとともに、厚生労働省にその旨を報告するものとする。

(3) 県は、県内の火葬場及び近隣都県だけでは火葬要員の確保が困難であることが判明した場合は、厚生労働省にその旨を報告し、他の道府県等の応援を依頼するものとする。

(4) 県及び火葬場設置市町等は、県内又は近隣都県内で大規模災害が発生したときは、火葬要員の応援依頼を踏まえ速やかに応援体制を整え、積極的に対応するものとする。

(5) 県及び火葬場設置市町等は、厚生労働省より他の道府県への火葬要員の応援要請があったときは、積極的にこれに対応するものとする。

(6) 民間の火葬場設置者は、前記(4)及び(5)と同様の対応に努めるものとする。

#### 6 遺体の取扱い

(1) 死者に対する礼を失することなく、遺体の適切な取扱いをすることを念頭に行動する。

(2) 被災市町村は、火葬の実施までに時間を要する場合には、遺体数に応じた十分な数の遺体安置所の確保、遺体の保存のために必要な物資の調達、作業要員の確保など、遺体の取扱いに係る必要な措置を講ずるものとする。

(3) 特に、感染性の遺体は、遺体保存剤（ドライアイス）とともに非透過性納体袋に収め、速やかな火葬について配慮するものとする。

(4) 県は前記(2)及び(3)の遺体の保存のために必要な物資の調達及び作業要員の確保について、被災市町村より要請があったときは、これに応ずるものとする。

(5) 被災市町村は、前記(2)により遺体を取扱う場合は、別途「遺体の取扱いに対する心得及び遺体適正処理ガイドライン」を実施基準として行うものとする。

#### 7 遺体等の搬送手段の確保

被災市町村は、火葬場までの遺体保存のための資器材の搬入車両及び遺体を火葬場まで搬送する車両は、あらかじめ県公安委員会の確認を受けた緊急通行車両を用いるものとする。

なお、緊急通行車両が十分に確保できない場合は、自衛隊、関係業者等の協力を県に要請するものとする。

#### 8 相談窓口の設置

被災市町村は、広域火葬を円滑に実施するために相談窓口を設置し、広域火葬に係る情報提供を行うものとする。

#### 9 災害以外の事由による遺体の火葬

被災市町村は、当該市町村の区域内の自然死、病死等災害以外の事由による遺体の火葬についても広域火葬の対象とし、相談窓口において火葬の申込を受け付けるものとする。

#### 10 火葬に係る特例的取扱い

(1) 市町村及び火葬場設置者は、被災市町村が迅速な火葬許可事務の実施が困難であると認められる場合には、戸籍確認の事後の実施等、実態に応じた事務処理を行うものとする。

(2) 県は、市町村等から前記(1)に係る協議があったときは、直ちに厚生労働省に照会し、その結果を市町村等に連絡するものとする。

#### 11 火葬状況の報告

(1) 被災市町村は、自ら設置する火葬場における火葬実績及び近隣被災市町村から搬入した広域火葬実績を災害等による遺体とその他の原因による遺体とに区分して、県に日報として報告するものとする。

(2) 広域火葬を行った火葬場設置市町等（前記(1)の報告を行った市町を除く。）及び民間の火葬場設置者は、災害による遺体とその他の原因による遺体とに区分して、県に日報として報告するものとする。

(3) 県は、県内の火葬場からの日報をとりまとめ、厚生労働省に報告するものとする。

#### 12 引取り者のない焼骨の保管

被災市町村は、引取り者のない焼骨については遺骨保管所等に保管するものとする。

附則（以下省略）

<sup>30</sup> 片岡佳美・中田友一、「火葬炉数から見た阪神・淡路大震災」『中京大学教養論叢』第42巻第三号、中京大学、2002年2月、453頁。

<sup>31</sup> 神戸市衛生局、『阪神・淡路大震災 神戸市災害対策本部衛生部の記録』、神戸市、1996年、129-130頁。なお、船木伸江・河田恵昭・矢守克也・川方裕則・三柳健一著、「大規模災害時における遺体の処置・埋火葬に関する研究」『自然災害科学』第24巻4号、2006年、447-471頁も参照。

<sup>32</sup> 同上、129頁。なお、被災地外の地方自治体から人的支援の申し出があったが、神戸市では、風習や作業手順が異なるほか、市職員の士気も高く、火葬炉の24時間稼働が出来ないなどの理由で断ったということも記されている。

<sup>33</sup> 災害救助法では、埋葬の費用として、国の補助金が一人当たり上限約20万円支出されることになっているが、東日本大震災で生じたような、仮埋葬後の遺体の掘り起こしによる改葬費用は対象とされていなかった。

<sup>34</sup> 佐藤孝治、「大規模災害と犠牲者への対応（中）―首都圏斎場の能力と課題」『かながわ自治研月報』No.158、公益社団神奈川県地方自治研究センター、2016年4月、4頁。

<sup>35</sup> 日本財団、『「葬斎・火葬船」構想調査委員会

調査報告書：最愛の方のための「葬斎・火葬船”そうまる”」の提案』、2008年3月。

同調査報告書の構成は、以下のようになっている。

1. 「葬斎・火葬船」構想調査委員会について
2. 「葬斎・火葬船」による火葬場不足の解決
3. 実用化に向けての検証
4. 葬斎・火葬船の建造計画
5. 葬斎・火葬船の実務
6. 葬斎・火葬船事業の採算性
7. 火葬場及び葬祭場(葬儀場)営業に関わる経費
8. 新しい葬送スタイルの提案
9. まとめ
10. あとがき
11. 巻末資料

<sup>36</sup> 同上、6頁。

<sup>37</sup> 神戸市衛生局、132-134頁。自衛隊によるトラック搬送、付き添い可能な遺族の人数が限定されていたことや交通渋滞・地理不案内などによる混乱があった。一方、ヘリコプター搬送は各所との調整が必要な上、遺族が同乗できない、1機に4-5体程度の遺体しか乗せられず効率的でないなどの問題点も指摘されていた。

<sup>38</sup> 同上、135頁。

<sup>39</sup> 厚生省、「広域火葬計画の策定について」『厚生省防災業務計画』、厚生省・衛企第162号、1997年11月13日、141-144頁。

<sup>40</sup> 同上、141頁。

<sup>41</sup> 同上、141頁。

<sup>42</sup> 同上、142頁。

<sup>43</sup> 同上、142頁。

<sup>44</sup> 神奈川県安全衛生局、『神奈川県地域防災計画（地震災害対策計画）』、神奈川県、2012年4月、138頁。

<sup>45</sup> 同上、「資料 4-4-(1) 神奈川県広域火葬計画」、『神奈川県地域防災計画（地震災害対策計画）』、神奈川県、2012年4月。

<sup>46</sup> 神奈川県記者発表資料、「災害時における葬祭用品の供給等に関する協定を締結しました」、神奈川県、2014年3月26日。

<sup>47</sup> 吉村昭、『関東大震災』文春文庫、1977年1月。同書の「16 死体処理」(230-246頁)の章では、9月1日という残暑厳しい時期に発生した関東大震災の犠牲者たちの酸鼻を極めた状況が克明に描写されている。

<sup>48</sup> 今井清一、『横浜の関東大震災』、有隣堂、2007年9月。

<sup>49</sup> 同上、1頁。

<sup>50</sup> 同上、304頁。

<sup>51</sup> NHKスペシャル、『阪神・淡路大震災 秘められた決断』、日本放送協会、2009年1月17日放送。なお、同年12月、林春男・田中聡・重川希志依著『防災の決め手「災害エスノグラフィー」―阪神・淡路大震災秘められた証言』が日本放送協会から出版されている。

<sup>52</sup> 今井清一、302-303頁。

## 松下圭一の「自治体改革・都市政策論」の源流

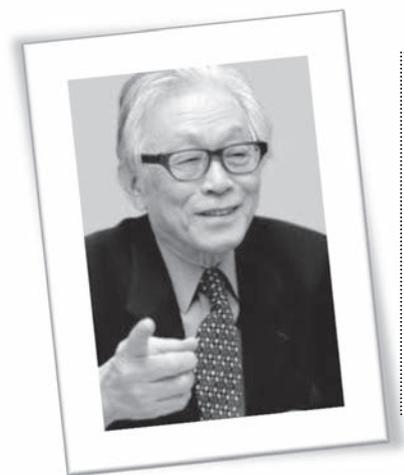
—1960年代・戦後日本の転換期のなかで—

関東学院大学名誉教授 鳴海 正泰

### 松下圭一と私の最初の出会い

2015年5月、私の半世紀にわたって敬愛する親しい友人であった元法政大学教授の松下圭一が亡くなった。85歳であった。松下は1929年生まれ、私は2歳下の1931年生まれである。二人の最初の出会いは、1958年の暮れの松下が28歳、私が26歳のときであった。

松下は福井市に出生し、旧制金沢高校から東大法学部に進み丸山真男教授ゼミに属し、ジョン・ロック論を中心とした近代市民政治思想論の研究者であった。その松下が、どのようにして戦後日本の自治体問題や都市問題に関心をもつようになったのか。私と松下の青春期のまだ20歳代の時代の出会いと共同の仕事のなかにあったことを、いくつかのエピソードとともに紹介しておきたい。



松下圭一  
2005年  
(森啓元北海学園大学  
教授提供)

よく知られているように松下は政治学者として数々の業績を残してきた。まず、松下の生涯の仕事『私の仕事—著述目録』（公人の友社、2015年）として編集した、松下と私の共通の友人である神原勝（北海道大学名誉教授）が、その「発刊の辞」のなかで、業績を次のように要約しているのを引用しておきたい。

「先生は市民政治理論あるいは近代啓蒙哲学の祖とされる17世紀イギリスのジョン・ロックの研究を起点に『近代市民社会政治理論』の政治思想史研究をおこない、その成果を現代にまで敷衍して、壮大な構想力で『現代市民社会政治理論』を構築された、不世出の思想家・理論家であった。」（また、松下の生涯の業績について詳細に紹介した大塚信一著『松下圭一日本を変える』トランスビュー、2014年を参照して頂きたい。）

また、彼は地方分権と市民参加の理論的リーダーの一人であったばかりでなく、行政の実務にも詳しく、自らも地域の実践活動に参加しており、書齋のなかでの研究者にとどまらなかったところに、彼の発言の重みと影響力があった。その松下は生涯、現代市民政治の理論と分析の数多くの著作を残したが、1960年代半ば頃から、特に「自治体改革・都市政策」の分野について強い関心を持ち始め、その分野に関連する著作や実践活動が多

くなっていった。

だが、彼の著作のなかでは、20代後半の1960年代前後の自分自身の理論展開の経過について、特に建築家たちとの出会いについては語っていない。1960年前後の彼の主な著作を前掲『私の仕事』の発表年次別目録から抜粋してみよう。

#### 1957年

5月「史的唯物論と大衆社会」『思想』

8月「日本における大衆社会論の意義」

『中央公論』

#### 1958年

2月「社会民主主義の危機」『中央公論』

11月「忘れられた抵抗権」『中央公論』

#### 1959年

4月「大衆天皇制論」『中央公論』

6月『市民政治理論の形成』（単書・岩波書店）

6月「日本の政治的底流」（共同調査）

『中央公論』

9月『現代政治の条件』（単著・中央公論社）

#### 1960年

8月「国民運動をどう発展させるか」

『中央公論』

10月『大都市における地域政治の構造』

（共同調査・東京都政調査会）

#### 1961年

2月「自治体改革と自治労」『月刊自治研』

3月「自治体改革と構造改革」

（松下圭一、鳴海正泰、加藤宣幸）

『月刊労働問題』

3月「革新政治指導の課題」『中央公論』

5月「地域民主主義の課題と展望」『思想』

11月「戦後日本社会の変容」『中央公論』

#### 1963年

4月「都市計画の未来像を語る」

（松下圭一、川添登、鳴海正泰、犬養美智子）

『社会新報』

以上のように、この時期の彼の著作の発表の多くは岩波書店と中央公論社からなされている。松下が一般社会に注目されたきっかけは、1957年8月号の中央公論誌上に発表した「日本における大衆社会論の意義」についての論争がマスコミを賑わしてからのことで、以後は新進気鋭の若手政治学者として広く知られるようになっていった。そして、1960年代に入って、彼の取り上げるテーマのなかにも、それまでの理論を踏まえた自治体改革論や運動論の著作や発言が多くなる。

### 1959年2月の中央公論誌の「日本の政治的底流」の地域実態調査

私が松下と初めて一緒に仕事をしたのは、1959年2月のことで、彼が29歳、私が27歳のときである。私はその頃、東北大から福島大の助手を経て、1956年4月に理事長大内兵衛（東京大学名誉教授）・事務局長小森武の東京都政調査会に勤務していた。東京都政調査会とは、東京都政をはじめ都市問題や地方自治のあり方を研究するため、1955年10月に学者・研究者と東京都労連が中心になって設立された団体である。私はそこで研究員を務め、いくつかの論文も発表し、中央公論誌にも寄稿していた。東京都政調査会の内容については、私の（「戦時中革新と戦後革新の連続性をめぐって」神奈川県地方自治研究センター『自治研かながわ月報』・2013年6月号）を参照して頂きたい。

私は1959年1月に中央公論編集部から、「日本の政治的潮流」の共同調査に松下と組んでの参加を求められた。松下とは前年11月頃に中央公論編集部の橋本進から紹介されて、一応顔見知りではあったが、まだ深く話をすることはなかった。

調査の内容は全国を4方面に分け、松下と私の二人には関西方面の政治の動きや市民

の動きの調査報告を書いて欲しいとのことであつた。その他の方面には法政大学の阿利莫二・増島宏、中央大学の藤原彰、岡山大学の北川隆吉らの数人の教授や研究者が加わっていた。

1960年代の日本は、最高潮に達しようとする日米安保条約反対闘争（60年安保闘争）の国民的盛り上がりの予兆をもって、数年前から大きく時代転換の底流が動き始めていた。1956年、政府は経済白書のなかで「戦後は終わった」と宣言、戦後の地方自治権を縮小して中央集権体制を強化し、1957年に「新長期経済計画」を策定し、臨海工業地帯が形成され、急激な都市化が進み、農村人口は大都市に集中し始めていた。

1958年には、教職員に対する「勤務評定」を実施することに日教組の反対運動が全国に広がり（勤評闘争）、また、警察官の職務権限を大幅に強化する警察官職務執行法（警職法）の改正に対しても全国的な反対運動が起こるなど労働組合運動、市民統制を強めることに対して新安保改定問題を含めて全国に国民運動が広がっていた。高度経済成長期に向けて、工業化・都市化が進行するなかで、都市問題が激化し公害反対の市民運動などが全国各地に広がり始めていた。また、戦後民主主義の空洞化を危惧する声が大きくなってきたのもこの頃からである。

社共両党をはじめ労働組合も戦後の政策や運動の体質の見直しを迫られていた。また、1959年4月の第4回統一地方選挙を前に、各地方に新しい地域単位の組合運動や市民組織が生まれてきた。1960年代を前に、日本社会は松下がいう「ムラ型農村社会」から「都市型社会」へと変わり始め、そこにさまざまな社会亀裂が生じていた。共同調査はそうした新しい時代への変化の底流の動きを捉えようと企画されたのであつた。私と松下が出会ったのは、戦後政治と社会構造の転換の

真ただ中であつた。

私と松下は東京駅から夜行寝台車で、まず大阪に向かった。彼は今、天皇制についての論文を書いている最中だということで、列車の中では戦後の社会構造の変化をめぐる話題が中心となった。それに関連して、ここでちょっとした彼の社会的関心への敏感さのエピソードを紹介したい。

二人で大阪市内を歩いていたときのこと、彼が大きな声をあげて「鳴海君見ろよ。これこそ戦後天皇制が大衆化した証拠だ」というので見たら、ストリップ劇場の入口に、「毛縮・ご性婚」と書いたポスターが貼ってあつた。4月には皇太子ご夫妻の結婚式が予定されていたのだ。そして2か月後の中央公論4月号には、彼の「大衆天皇制論」が掲載されて話題を呼んだのであつた。もちろん、論文のなかではそのことには触れていない。

数日をかけて二人で関西各地の労働組合組織や自治体、地域運動団体をヒヤリングしてまわつた。松下は地域現場の政党や労働組合の人たち、自治体・住民運動などの地方政治の組織にじかに接するのは初めてのことで、興奮を抑えきれない様子であつた。私は彼に都政調査会で調べていた、国政の底辺の置かれている地方自治体の仕組みや住民との関係の問題点、全国各地でさまざまな住民組織や市民の抵抗が起こり始めていることを話した。彼は「俺にはこれまでそこが抜けていた」と強い関心を示していた。

リポートは二人で旅館に缶詰になって書き上げて中央公論に提出した。報告書では次のように戦後の企業別縦割りの運動に変化がおきていること、また、松下がこれまで指摘している日本社会における「ムラ構造」を地域末端で支えているのは、地域有力者と地方自治体の古い行政と役人組織であり、それに抵抗する市民運動が各地で広がってきていることを指摘したものであつた。

報告書には勤評反対闘争の例でみると、「今回の各地の調査において痛感したことは、かなりの地域で勤評・警職法反対の共闘組織が地域共闘として活発に活動しており、それぞれの地域における国民運動の遺産となっているということであった。なかでも1年近くにわたって地方権力と対抗しなければならなかった勤評反対組織の根強さは、予想外といってよいものであった。各地に『民主教育を守る会』『勤労者協議会』などさまざまな『地域共闘』の居住者組織が広がってきていた。そこでは地域の労働組合員、一般勤労者、商人、家庭の主婦などの無数の名もない人々によって支えられ、いまなお活動をつづけている。」と書いた。

報告書で予想したように、1959年4月の統一地方選の結果は、地方に新しい動きが始まっていることを示すものであった。酒田市、秋田市、岡山市、枚方市、浦和市、大宮市など、これまで保守独占であった地方中堅都市に革新系市長が続々と生まれてきた。それは4年後の1963年の統一地方選で大都市をはじめ、地方都市にさらに多くの革新自治体が誕生し、その後の革新自治体時代の幕開けにつながるものであった。

## 地域民主主義の確立と自治体改革の提唱

1960年に入り、安保反対をめぐる国民的運動が日ましに大きくなっていった。私と松下は前年の中央公論の政治底流調査を踏まえて、反対国民運動が国会に集中するなか、地方だけでなく大都市の底辺がどうなっているのか、とくに東京という大都市の底辺での政治的底流を検証してみる必要を感じていた。そこで松下の住む大都市型住宅地の杉並区を対象地区として、そこでの都政と区政、政党や労働組合、市民の動きなどを中心に「大都市にお

ける地域政治の構造」の実態調査を、東京都政調査会の仕事として始める企画を立ち上げることとした。

法政大学の阿利莫二、国学院大学の高木鉦作も加わってくれた。60年安保闘争のデモが国会を取り巻くなかで、政府は「国会の外の民衆は野球場に満員ではないか」とうそぶいていた。しかし、時代の動きは既成政治体制の見直しが求められてきた時期に入っていた。私と松下は中央突破のデモが国会を取り巻いているなかで、杉並区の調査に入り浸っていた。

調査を通じて最も大都市型住居地域といわれた杉並区のなかから、大都市におけるムラ構造とそれを支える自治体と地域の実態が浮かびあがってきた。調査報告のまとめを、松下と二人で神田の旅館に泊まりこんで書いた。

こうして、報告書のタイトルの「地域民主主義」は私が、松下が「自治体改革」と名付けて、1960年10月に『大都市における地域政治の構造』として出版にこぎ着けた。戦後政治体制の空洞化に対抗する政治目標として、地域民主主義と自治体改革の重要性を掲げた最初の問題提起であった。

報告書では、「地域民主主義の確立と自治体改革」が急務であるとして、次のように書いた。「地域における民主主義の未成熟は、農村や地方中小都市ばかりではない。東京においてもこの弱さをはっきりとつかまなくてはならない。東京においても『ムラ』がある。国会周辺での30万といわれるデモの高揚も、居住地を素通りしているのにほかならなかった。今後、地域民主主義を確立し、自治体の構造改革に取り組むことは、戦後民主主義の実体化を目指す民主勢力の必須の課題であろう。これまでなぜこのような方向での活動が生まれなかったことについての反省は、日本の民主勢力の体質自体の深い反省とむすびつかねばならない。」

この報告書はすぐには反響を呼ばなかったが、松下はすぐ続けて「自治体改革の意義」や「地域民主主義の課題と展望」などの論文を発表し、論壇の注目を集めた。そのなかで、彼は政治史の視点から、「それは日本の近代思想ないし革新思想が、ムラ逃亡者として東京に集中した政治思想的リーダーによって担わされたことによる」と分析している。

私は『戦後自治体改革史』（日本評論社、1982年）のなかで次のように締めくくった。

「このレポートは、大都市底辺における強固な地域有力者を中心としたムラ構造の存在を指摘すると同時に、それに代わる新しい都市社会の成熟とその担い手のなかに、地域民主主義の萌芽を見出している。戦後の既成革新勢力が見落としてきた『都市』『市民』『自治』という概念が、はじめて自治体政策のなかに位置づけられ、市民運動がわが国ではじめて正統な評価を受けることとなった。」

（なお、「日本の政治的底流」「大都市における地域政治の構造」「地域活動の手びき」は『資料・革新自治体1』（日本評論社、1990年）に収録されている。このIとIIの資料集は松下、神原、大矢野修前龍谷大学教授、私の4人が編集者となり、革新自治体に関する記録が網羅されている。）

## 環境開発センターの浅田孝とメタボリズム・グループとの出会い

中央公論の仕事と杉並調査を終えて、松下は東京都政調査会の研究会に参加するようになり、自治体問題の本や文献を読み始めていた。この頃、私は東京都政を研究するのに都市問題とくに都市づくりの知識が必要だと考えていた。当時のさまざまな都市問題に関する文献や書物を読んでいたところ、環境開発センターの浅田孝の数多くの発言に出会い、その優れた見識に感銘を受けていた。

そこで、東京都政調査会の機関雑誌「都政」の座談会への出席を依頼するために、銀座にあった環境開発センターに浅田を訪ねた。そこでセンターに集まる若い建築家やデザイナーの人たちと知り合いになり、その仲間に入れてもらった。（浅田の著書に『環境開発論』（鹿島出版会、1969年）がある。また、浅田の人物像と業績については笹原克『浅田孝』（オーム社、2015年）を参照して頂きたい。）

浅田は1941年に東大建築学科に入学し、学徒動員で海軍技術中尉として原爆投下あとの広島跡地整理に立ち会って、戦争の悲惨さを体験している。翌年東大に復帰し、その時大学院にいた建築家丹下健三の弟弟子とし



左から浅田孝（1962年41歳） 松下圭一（1969年41歳） 鳴海正泰（1970年39歳）。  
（浅田写真は浅田アーカイブ提供、松下・鳴海写真は鳴海提供）

て丹下研究室を設立した。丹下の下で、広島  
の平和記念公園の建設の助手を務めた。その  
後、1956年に南極探検企画メンバーの中心  
として南極昭和基地を設計している。

1959年には日本で開催の世界デザイン会  
議の事務局長をつとめ、文明論的視点から都  
市のあり方を説く新しい都市プランナーとし  
て注目を集めていた。また、その年には同時  
に横浜市内に、政府の皇太子御成婚記念事業  
の「こどもの国」建設の設計管理を担当して  
いる。そのために、横浜にはなんども足を運  
んでいた。

1960年に浅田の下に都市問題をめぐる知  
的活動を目指す多くの人材が集まってきて、  
メタボリズム・グループ（※編集部注：「メ  
タボリズム」は、生物学で「新陳代謝」を意味  
する。）を結成した。メタボリズムとは、都  
市を欧米の都市のような古典的、固定的なも  
のとは考えず、生々発展する都市と社会のあ  
り方を考え、型にはまった近代合理主義を反  
省する視点に立つものであった。浅田事務所  
はそのグループの溜り場であった。そして浅  
田は1961年春に、銀座に都市づくり研究者  
の「街道場」として「環境開発センター」を  
設立していた。

そこには雑誌『新建築』の編集長で建築評  
論家の川添登をはじめ、若手建築家の大谷幸  
夫、菊竹清訓、楨文彦、大高正人、黒川紀章、  
グラフィック・デザイナーの栗津潔、産業デ  
ザイナーの栄久庵憲司、経済企画庁の下河辺  
淳、朝日新聞論説委員の木原啓吉など、国の  
官僚からメタボリズムの建築家や新進デザイ  
ナーなど多士済々の若い専門家たちが集まっ  
ていた。後に横浜市の新しい都市構造改革の  
ための「6大事業計画」の基本構想づくりに  
参加してくれたのもこの人たちである。田村  
明とともに横浜の都心部の街路に埋めたタイ  
ルの道案内版のデザインを担当し、さらに市  
営地下鉄の各駅舎のデザインもおこなったの

は栗津潔である。

私は1961年春頃都市問題を勉強するため  
に、松下を環境開発センターの仲間にはいる  
よう誘い、浅田に彼を紹介した。浅田はすぐ  
センター内に川添登をチーフに自治体問題研  
究会を組織し、さまざまな人たちを紹介して  
くれた。研究会ではそれぞれのメンバーが都  
市問題を論じてくれた。松下と私は浅田の都  
市問題やデザインについての彼の巧妙かつ迫  
力ある「都市や建築に関する座談」と、メン  
バーたちの新しい都市観に驚きと学ぶものが  
大きかった。彼らとの交流は松下にもショッ  
クであった。政治理論や社会評論を中心にし  
てきた彼にとって、都市計画や建築、都市デ  
ザインという分野は初めての体験であった。

特に松下はそれ以後「都市の計画とデザイ  
ン」という分野にすごく興味をもち始めた。  
そして、ルイス・マンフォード、ル・コルビ  
ュジェ、丹下健三、ケビン・リンチなど建  
築・都市関係の本や論文を猛烈な勢いで読ん  
で、目から鱗が落ちる思いをしたと私に語っ  
たものであった。

特に彼が関心をもったのが、1933年に世  
界中の建築家たちの国際会議（C I A M）で  
つくられ、その後の都市づくりの規範として、  
都市計画のあり方を提示した95条にわたる  
「アテネ憲章」と、それに対する「チーム  
10」の批判であった。後の「シビル・ミニ  
マム論」の発想を生み出す刺激の一つとなっ  
たといえるのではないかと私は思っている。

こうして都市政策や建築、デザインのあり  
方に始めて目覚めたのは松下が30歳のこの  
時期であった。松下が自分の発想と理論展開  
の歴史的経過を振り返った『自治体改革・歴  
史との対話』（法政大学出版局、2010年）  
と年次毎に発表された著述の経過でみるよう  
に、ロックの市民政治論を基本にした政治理  
論のなかに、自治体問題と都市政策が結びつ  
いていくようになっていく。

つけ加えると、田村明が大阪の会社を辞めて環境開発センターの浅田の下に計画部長として入るため、横浜に移ってきたのは 1962 年の暮れであった。松下と私と田村との最初の出会である。(田村はその後、1968 年に横浜市都市づくりの中心である企画調整部長として飛鳥田市長に迎えらる。その業績については、田村明『都市プランナー・田村明の闘い』(学芸出版社、2006 年)を参照されたい。)

また、松下は安保闘争のあと杉並調査で知りあった女性たちの地域市民運動の実際にも関心を持ち、私と二人で作家・井手文子などの女性たちを中心にした「杉並市民の会」に参加し、さまざまな地域活動をともした。原水爆禁止の署名拡大、杉並区のまちづくり、とくに児童公園問題などであった。また、鳥海志げ子たちの「どんぐりの会」とも親しく付き合っていた。そこから 1961 年に東京都政調査会と松下の共同執筆『地域活動の手引き』を発行している。

その頃の彼は研究に明け暮れた生活から解放された気分で、実に生き生きとしていた。そして松下は大衆社会論などの政治・社会論だけでなく、地域の実践活動と市民生活の実際にも強い関心を持つようになった。後の彼の地域問題への関心と特に女性の権利と運動についての関心はこの体験があったからだと思う。

そうした経験が、さらに 70 年代の東大教授の西尾勝らとともに、1963 年に革新市長になった後藤喜八郎武蔵野市長の下で市民参加の地域づくり都市づくりの中心になり、長期計画「武蔵野市計画」策定の実践活動につながっていったのであろう。

## 松下の社会党への入党問題と革新自治体との関係

60 年代の都市型社会への転換期のなかで、革新陣営は戦後の社会主義運動からの転換が求められ始め、新しい政治目標を模索していた最中であった。ようやく社会党のなかに新しい「構造改革論」が広がり始めた。数年前から知己があった社会党の江田三郎議員はじめとして、書記局の構造改革三羽ガラスと呼ばれた貴島正道、加藤宣幸、森永栄悦らが松下に交流を求めてきた。私たちも彼らの社会党内の改革に期待し、松下は急速に社会党の新しいグループと交流を深めていった。一方、自治労も自治研集会を組織し、それまでの「自治体闘争」から「自治体改革」へと、住民との連携を目指すようになっていた。

1961 年 1 月に、日本評論社の『月刊・労働問題』の 3 月号の座談会を、松下と社会党の加藤宣幸と私の 3 人で「自治体改革と構造改革」の座談会をおこなっている。そして 1961 年に社会党は特に松下の強い働きかけもあって「自治体改革」を、初めて運動方針に取り入れた。

さらに 1962 年、松下は社会党から『国民政治年鑑』『地方政治年鑑』の編集を依頼され、当時機関紙局にいた神原勝(北海道大学名誉教授)が編集実務を担当し、私も一緒に仕事を手伝っていた。その時、松下から相談を受けた。それは社会党機関紙局から、社会党に入り党機関紙「社会新報」の編集長になってくれないかとの要請をされたというのである。松下は東大の学生時代に「東大学生新聞」の編集長をやっており、日頃、「社会新報」の編集についてアドバイスをしていたことも理由の一つであった。彼は受けようかどうしようかと迷っているが、どう思うかという真剣な話であった。

彼は 1961 年の社会党の運動方針に「自治

体改革」の重要性を取り入れさせたという責任を感じているし、江田三郎書記長との関係からも無下に断れないというのであった。神原も同席した3人の席で、私はこれからも実践を踏まえた研究者の立場を貫くべきだと強く反対した。その頃、社会党の内部には松下が書記局に入ってくるそうだという話が驚きと期待をもって噂されていた。神原と私の意見ばかりではないだろうが、結局彼は断って、そのうち構造改革論が社会党のなかで少数派となり、その話は消えてしまった。しかし、松下は当時真剣に悩んでいたのであった。これは彼が31歳のときで、これでその後の彼の学者として進むべき道がはっきりしたと聞いていいと思う。

もう一つ、記録しておきたい出来事があった。それは1961年の暮れに、自治労の自治研講師団のメンバーから私と松下に会いたいという連絡があった。場所は有楽町の山手線のガード下の喫茶店であった。当時電気通信大の薄信一教授の他、数人の人たちが待っていた。話は松下を自治研講師団に加入して貰いたいのだが、これまでの市民社会論に加えてもっと自治労の視点も入れてくれるならば、講師団メンバーに推薦してもいいのだからということであった。

当時の自治研講師団は京大の島恭彦教授が中心になって構成され、どちらかというと共産党系の研究者が多かった。喫茶店で市民社会と市民運動の認識について長い論争が始まった。松下の態度ははっきりしていた。話し合いはもの別れになり、彼は今後自治研集会には将来とも絶対参加しないと私に意気込んだ。私にも君もそうしろといていたが、私は都政調査会の職員としてそうはいかなかった。事実、彼はその後、20年近く、全国自治研の講師団として参加することはなかった。

1963年4月の第5回統一地方選挙で、東京都知事選では保守の東龍太郎と革新から兵

庫県知事だった阪本勝が候補者となり、私と松下は総評の都民選対に入ることを要請され、3月中一緒に選挙運動に加わり、東京中を走りまわっていた。阪本はだめだったが、大阪市、京都市、北九州市を始め、東京では武蔵野市、調布市など中都市に前回よりもさらに多くの革新市長が誕生した。横浜では社会党の飛鳥田一雄が横浜市長に当選した。

そして5月にはいり、突然、飛鳥田市長から私に連絡があって、横浜市には行って一緒にやってくれないかということであった。私と飛鳥田とは彼の選挙の応援演説をしたとき、一度だけ面識があっただけであった。私は小森武、浅田孝、中央公論編集部の友人たち、そしてなによりも松下と相談して横浜市に入ることとなった。浅田は「飛鳥田市政を応援してやるからやれ」、松下は「俺は理論で頑張るから、君は現場で頑張ってくれ。飛鳥田の提案する一万人市民集会を成功させろ」と励ましてくれた。私が31歳の時である。

私は横浜市にはいるとすぐ、浅田孝を飛鳥田市長に紹介した。また、環境開発センターに集まる建築家やデザイナーたちに横浜にきてもらい、視察会を何度もおこなった。浅田は緊急におこなうべき、いくつかの提案を私にしてくれた。後に環境開発センターの人たちは皆、6大事業の計画づくりを手伝ってくれた。

そして、1964年春には浅田、田村、飛鳥田と鳴海の4人で、横浜の都市改造計画となる6大事業づくりを、なんども話し合うこととなるのであった。6大事業計画の全体構想は、浅田の発案であった。（そのことについては、私の「6大事業まちづくりの政策立案過程」、神奈川県地方自治研究センター『自治研かながわ月報』2010年10月号）をみて頂きたい。そのなかに、「6大事業は演劇にたとえていうと、飛鳥田横浜市長が総監督、原作・シナリオは環境開発センター浅

田孝、演出と主演は田村明、舞台装置は鳴海というチームによってできたといえるだろう」と書いた。)

松下は私が連絡するとよく横浜にきてくれるようになり、横浜市大の今井清一教授をはじめとする学者グループとともに交流し、また横浜でよく酒場を飲み歩くようになった。

1964年に仙台市の島野武市長と飛鳥田市長の呼掛けで全国革新市長会が発足した。その方針づくりをはじめ、彼は私とほとんど一体となって革新自治体の活動に参加し、アドバイスをくれたのであった。さらに1973年には、革新市長会による「ヨーロッパ革新市政調査団」一員として、ソ連、フランス、イタリア各国の革新自治体を、今井清一と一緒にまわってくれたものであった。そして、マルセーユではル・コルビュジェ設計の集合住宅を見に行ったものだった。

1967年、東京に美濃部亮吉革新知事が誕生し、浅田も松下も美濃部都政を支援することとなった。そして都知事秘書になった岩波の雑誌「世界」の編集長の安江良介の強い要請で、松下は1968年の都の「中期計画」の策定に参加し、その後の71年の美濃部の

「広場と青空の東京構想」の作成にたずさわった。そこで示された「都民参加」と「シビル・ミニマムの実現」のプランは、浅田と松下が提案し具体化したものであった。さらに1970年には、私と二人で、革新市長会の「革新都市づくり綱領—シビル・ミニマム作成のために」の原案をつくった。彼はこうした理論と実践の経緯を踏まえて体系化し、1971年に『シビル・ミニマムの思想』（東大出版会）と『都市政策を考える』（岩波新書）の2冊を出版した。

最後に彼のエピソードをもう一つ紹介しておきたい。松下は革新首長の政策については、常に客観的な姿勢を崩さないアドバイザーの役割を堅持していた。1968年の革新市長会総会後の懇親会席上で、彼は「革新自治体といっても、泥田の丹頂鶴のように頭が赤いだけで、首から下は保守と変わらない」ではないかといった。そうしたら当時の埼玉の若手市長の一人と口論になり、本気で掴み合いになろうとしたことがあった。私はあわてて止めにはいった。二人とも酒が少し入っていたとしても、彼には30歳代にはいっても単なる学者らしくない、理論と行動を重んずる血気さかんところもあり、そうしたざっくばらんな性格もあった若き日の時代の松下を懐かしく思い出すのである。



松下圭一 2004年  
(森啓元北海学園大学教授提供)

(故松下さんは、渋い顔、あるいは苦笑を浮かべていると思うが、1960年代の戦後日本の政治・社会の転換期の時代のなかで松下さんがなにを考えて、どう行動していたのかを、私が共にした限りで記録しておくことは、なんらかの意味があるのではないかと考えてしたためたものである。また、2015年8月29日の「松下圭一先生をおくる会」で、この一部を語るはずのものが、私の突然の体調不良で欠席せざるを得なかった。ここで改めて当時の担当者や参加者に謝っておきたい。本文中敬称は省略した。)

## (公社)神奈川県地方自治研究センター

### 第 13 回定時総会・総会記念講演の開催

編集部

#### 〔第 13 回定時総会の主な内容〕

(公社)神奈川県地方自治研究センターの第 13 回定時総会が、6 月 17 日(金)、地域労働文化会館で開催された。当日は、個人会員・団体会員計 75 名のうち 50 名の出席があった。総会では、議長に相模原市職労の佐藤裕司さんを選出し、2015 年度の事業報告及び決算報告等が提案され可決承認された。また、今定時総会は役員任期満了に伴う改選が行われ、15 名の理事と 2 名の監事が選任された。なお、今総会をもって長年神奈川県自治研センターの理事長を務めた上林得郎さんが退任し、センター顧問に選任された。新たに代表理事・理事長には、自治労神奈川県本部特別中央執行委員の黒沢一夫さんが就任した。(新役員体制については別表参照。)

事業報告では、まず調査活動のうち「地方創生」神奈川の動向として、県内自治体の人口ビジョン並びに地方版総合戦略についての情報収集・分析作業に入っていることが報告された。研究会活動では、財政分析検討会が 3 回開催され、財政分析ソフトの構築が進められたことが報告された。2015 年度段階では検討会での協議を経て作成された試作版ソフトを、昨年 12 月に開催した「地方財政基礎講座」の際に参加者を対象に配布したソフトの検証を求め、より精度の高いソフト構築をめざしていることが明らかにされた。

2015 年は戦後 70 年という区切りの年と

いうことで、「神奈川の戦後 70 年と革新自治体」をテーマにシンポジウムを開催した。

「革新自治体」という言葉すら死語となりつつあるなか、当時の関係者による検証の最後の機会としての意味を持つシンポジウムとなった。シンポジウムでは、革新自治体の業績と意義を明らかにし、反省すべき点、現代に引き継ぐ課題は何かなど、当時の革新自治体関係者から報告をもとに議論を進めた。基調講演は鳴海正泰さん、コーディネーターは岡真人さんが務め、革新自治体の報告者として、横浜市・上林得郎さん、川崎市・板橋洋一さん、藤沢市・杉渕武さん、神奈川県・井上良一さんら 4 名の元自治体職員からそれぞれの報告を受けた。(シンポジウムの詳細は「自治研かながわ月報 2016 年 2 月号・第 157 号」に掲載。URL : [kjk.gpn.co.jp](http://kjk.gpn.co.jp) )

政策研究活動では、連合神奈川が神奈川県、横浜市、川崎市、相模原市に対して行っている、政策制度要求と提言をまとめる 7 つ政策委員会にすべて参加し、必要な提言・助言を行い要求立案に参画した。2016 年度についても 3 回の政策委員会が開かれ、調整委員会を経て中央委員会決定されている。

また、県内自治研センターとの連携に関しては、シンポジウムの開催、自治研神奈川集会の開催、財政分析検討会の進捗状況の報告などを行い、センター間の意思疎通、情報の共有化などをはかってきた経過が報告された。

情報発信のツールとしてホームページの充実に関しては、2015年10月にリニューアルを行い、テーマ別調査・研究資料として「地方創生」神奈川の動向、子ども子育て新支援制度の神奈川の状況など分かりやすく、情報へのアクセスを容易にできるよう更新をした。

決算報告では、まず公益法人として求められている決算の要件は満たしていることが報告された。財政的な状況では、収入構造が会費と寄付金で賄われており、特に寄付金の占める割合は収入全体の4割に及ぶなど財政は

安定しているものの、会員の減少傾向に対する組織拡大対策や経費の削減など引き続き収入増に向けた努力が必要という認識を示した。2015年度決算では、経常収益で前年度より減ったものの、支出を効率的な執行に努めた結果、正味財産は前年度との比較で若干の増になったとの報告があった。

なお、役員改選に伴い退任した理事は4名、監事1名だった。副理事長には連合神奈川の林克己さんと自治労神奈川県本部の千葉信夫さんが選任された。

### ◆新役員体制◆

(任期：2016年6月17日から2018年6月定時総会まで)

理事長	黒沢 一夫	自治労神奈川県本部特別執行委員
副理事長	林 克己	連合神奈川事務局長
副理事長	千葉 信夫	自治労神奈川県本部中央執行委員長
常務理事	榎田 利彦	自治労神奈川県本部書記長
常務理事	大沢 宏二	自治労神奈川県本部特別執行委員
理事	岡 真人	横浜市立大学名誉教授
理事	佐野 充	日本大学教授
理事	佐藤 孝治	神奈川大学教授
理事	半澤 彰浩	神奈川生活クラブ生協専務理事
理事	板橋 洋一	川崎自治研センター主任研究員
理事	横山 純子	葉山町議会議員
理事	芹沢 秀行	神奈川県教職員組合執行委員長
理事	二階堂健男	横浜市労連執行委員長・横浜水道労組執行委員長
理事	嶋 清和	川崎市労連副執行委員長・川崎水道労組執行委員長
理事	中野 雅臣	自治労神奈川県本部副中央執行委員長
監事	大塚 達生	弁護士
監事	谷口 文王	自治労神奈川県本部書記次長
<hr/>		
顧問	千葉 景子	元参議院議員
顧問	斎藤 勁	元衆議院議員
顧問	上林 得郎	前神奈川自治研センター理事長

## 〔早野透氏総会記念講演会レポート〕



講演中の早野透氏

第13回定時総会記念講演は、元朝日新聞編集委員・前桜美林大学教授の早野透氏に「参議院選挙をめぐる政治課題」をテーマに講演をいただいた。

早野氏は、6月22日公示、7月10日に投票が予定される参議院議員選挙について、冒頭で18歳からの選挙権に言及した。

日本の有権者は、約1億400万人、それに今回から18歳・19歳の約240万人がプラスされる。80歳以上は約1,000万人いて、1割を占める。人口が減っていく中で、18歳・19歳の若い世代が果たして投票に行くのかどうか。政治や選挙にどれだけ気持ちを向けてもらえるのかをまず注目すべき点、として挙げた。

次に、安倍首相が参議院議員選挙に臨む政策・政治的メッセージに言及する中で、特に6月1日の記者会見が官邸の内閣報道官により仕切られ、首相の独り舞台で宣伝の場となり、ほとんど記者が質問できていなかった点について懸念を表した。

また、参議院選挙を前に消費税10%引き上げの時期を2年半先延ばしにし、2019年10月とした問題に触れて、1,000兆円の国債を抱える国家財政を破綻させる可能性について危惧を示した。民主党・野田政権の時代、2012年に民・自・公の3党合意により決定された社会保障と税の一体改革は、12月の

総選挙で大勝した安倍総理大臣の下、2014年4月に消費税8%への増税は実現した。

しかし安倍政権は、消費税増税の方向を作った野田政権が大敗した経験を踏まえて、10%への引き上げを2016年秋まで先延ばし、次の先延ばしはないと国民に発表し、2014年12月に総選挙を行った結果、自民党291議席、公明党35議席を獲得したことから、約1年半が経過した今回の参議院議員選挙でも、選挙に勝つために同じ手口で増税の先延ばしを決めたことに言及した。その上で、国家意思としては国家財政破綻への懸念から、消費税を上げなければならないはずだが、国家意思よりも政権意思を優先した。安倍氏にはそれだけ政権を握り続けたいといけない理由、つまり憲法改正の実現があるとした。

一方で、消費税引き上げ先延ばしは、もともと民進党・岡田代表側が提案したもので、アベノミクスの失敗を指摘しつつも、生活政策に案外共通性があり、自民党と民進党の基本方向が共通性を持つてしまう点を指摘した。

アベノミクスについては、安倍政権が26万人の雇用を増やし、生活の基本的な安定を保障したと自慢しているが、非正規も18万人増加している点、賃金水準についても正規33万円に対し、非正規で25万円と約10万円の差がある点からも基本的なところの不安がそのまま残っているとの見解を示した。そうした中で、安倍政権の支持率が一定程度で推移しており、民進党が失敗を取り戻せていない点、また小選挙区制のマイナス面を問題提起した。

一方で、32の1人区で野党共闘が成立できたこと、またSEALDsやママの会など、「子どもをころさせない社会をつくっていく」とひらがなで語り合う、若い世代の普通感覚・感性が政治の力となり、安倍首相がめざす憲法改正を阻止していく可能性への期待をにじませながら、講演が締め括られた。

## 就 任 の ご あ い さ つ

公益社団法人神奈川県地方自治研究センター第13回定時総会（2016年6月17日開催）におきまして、新たな理事会体制を決定いただき、先輩である上林前理事長（現顧問）より引き継ぎ、理事長に就任いたしました。まずは、今総会で退任された理事の皆さんのこれまでのご労苦に感謝申し上げます。

私自身の自治研センターとの関わりは、前身である「神奈川県地方自治研究センター」が、当時の長洲神奈川知事らの呼びかけで設立（1977年）された頃より始まりました。自治労神奈川県本部の下で、横浜市役所での労働組合活動を経験し、自治研運動、自治研センター運動に参加してきました。また直近では、自治労神奈川県本部委員長として、副理事長の経験もさせていただいてきました。

地方自治研究センターは、「自治労の自治研運動の場」、また、「住民団体、学者・文化人・研究者の皆さん、連合をはじめとした多くの労働組合の仲間を結ぶ、研究や政策制度提言づくりの場」、そして、「地域住民と共に自治体革新・改革を進める多くの仲間の皆さんのセンターとしての場」として存在していると考えています。来年には設立40周年を迎える事になります。何よりも、設立以降、県内外の多くの方々に支えられ今日があります。多くの仲間を結ぶ場の継続、そして充実・拡大をめざしたいと考えます。

さて、地方分権・自治を取り巻く状況はどうでしょうか。憲法で規定された「地方自治の本旨」に沿って進められていると言えるのでしょうか。ともすると、地方自治体は中央政府の下に置かれた「公共団体」になっていないでしょうか。中央集権を補完し、管理の対象としての住民への「団体自治」にすり替えられていないでしょうか。国の行方が戦争への危険な道へと進みかねない状況が危惧されます。「住民自治」により分権・自治を住民の手に、安心や平和な生活を国民の手に取り戻すことが求められていると考えます。

まず第一歩として、これまでの自治研センターのとりくみの継続の上に、総会で確認された事業計画にそって積極的に活動を進めたいと考えます。そのためには、引き続き多くの皆さんのご協力が必要です。新しい理事会へのご支援ご協力をよろしくお願ひし、就任のあいさつといたします。

（公社）神奈川県地方自治研究センター  
理事長 黒 沢 一 夫

【4月号掲載内容の訂正とお詫び：編集部】

2016年4月号（第158号）掲載の「神奈川県・市町村の『人口ビジョン』を読む—人口ビジョンについてのいくつかの疑問—」原稿について、以下のとおり誤りがありましたので、ここにお詫びして訂正いたします。

<訂正箇所>

- 19頁 [誤] [正]  
 11行目 「松田町は2040年、」 ⇒ 「松田町、愛川町、清川村は2040年、」  
 18～19行目 「松田町を除き、」 ⇒ 「松田町、愛川町、清川村を除き、」

- 24頁 資料1 神奈川県内市町村別「人口ビジョン」比較のうち、  
 ○愛川町の数値部分

自治体名	人口展望(A)	2010年国 調人口 (B)	推計人口 (C)	C-B	A-B	A-C
[誤]						
愛川町	29,569	42,089	25,010	-17,079	-12,520	4,559
[正]						
愛川町	35,000	33,655	35,000	-8,434	-7,089	1,345

- 欄外の注記2行目（\*1のところ）  
 「横浜市、小田原市、松田町」の次に、「愛川町、清川村」を挿入。
- 欄外の注記2～3行目（\*1のところ）  
 「その他は、2060年。」以下に次の文章を挿入。  
 「川崎市は参考値として2040年までに合計特殊出生率2.07を達成した場合の数値（シナリオ1）を記載。」
- 欄外の注記3行目（\*2のところ）  
 「横浜市、小田原市、藤沢市、松田町」の次に、「愛川町、清川村」を挿入。

※なお、資料1の訂正版を訂正後の表を当センターのウェブサイト内  
 「神奈川県内の市町村別『人口ビジョン比較』  
 (URL : [http://kjk.gpn.co.jp/file\\_01/2016\\_07\\_06.pdf](http://kjk.gpn.co.jp/file_01/2016_07_06.pdf)) に掲載。

## 編集後記

本誌では、鳴海正泰先生が若き日の松下圭一先生を回顧した原稿を扱い、極めて幸運な機会に恵まれた。お二人は、今日の地方分権思想の基底をなす「自治体学」の実践・普及に意欲的に取り組まれた偉大な先達として知られるが、壮年期に互いの刺激を受けながら昇華し合い、かつ固い友情で結ばれる関係にあったことは、自治体関係者の間であまり広く知られてはいない。貴重なエピソードとの遭遇であった。

奇しくも編集作業の最中に、日本政治史が専門の研究者により『革新自治体』と題した新書が発売され、その中で、飛鳥田市政の誕生を革新自治体の時代の始まりとする説が、革新市長の雄として飛鳥田氏を神格化する動きと結びついた「歴史の偽造」だと指摘する表現を発見し、いささか憤りを覚えた。自治体研究では、「革新政党」と「革新自治体」の「革新」が示す内容を異なる文脈で理解する。研究者が歴史を一断面で捉えて分析・評価を行うならば、大局的な見地と表現にも注意を払うべきであろう。松下先生が「自治体改革」という造語に込めた意味に思いを馳せ、先生が赤字で埋め尽くした校正原稿を懐かしみながら、人は言葉を洗練する作業を通じ思考を深めていくもの、という意を強くしている。

(谷本有美子)

2016年8月25日

自治研かながわ月報第160号 (2016年8月号, 通算224号)

発行所	公益社団法人	神奈川県地方自治研究センター
発行人	黒沢一夫	編集人 大沢宏二 定価1部500円
〒232-0022	横浜市南区高根町1-3	神奈川県地域労働文化会館4F
	☎045(251)9721(代表)	FAX 045(251)3199
	<a href="http://kjk.gpn.co.jp/">http://kjk.gpn.co.jp/</a>	E-mail:kjk@gpn.co.jp

☆センターのウェブサイト (<http://kjk.gpn.co.jp/>) をご利用下さい。→



## 会員になるには

1. 誰でも会員になれます。
2. 申込書は自治研センター事務局にあります。会費は個人会員月 1,000 円、賛助会員月 700 円のどちらかを選び、1 年分をそえてお申しこみください。
3. 詳細は自治研センター事務局  
☎ 045(251)9721へご連絡ください。

## 会員の特典

1. 自治研センターの「自治研かながわ月報」が送られます。
2. 「月刊自治研」(自治労本部自治研推進委員会発行・A 5 版・80 ページ程度・定価 822 円) が毎月無料で購読できます。
3. 自治研センターの資料集が活用でき、調査研究会などに参加できます。